

国内商品先物取引 取引ガイド

2017年4月

楽天証券株式会社

この書面は、商品先物取引法第 217 条の規定にもとづいて、当社とお客様が商品先物取引契約を締結しようとするときに、お客様に対し、あらかじめ交付することが義務付けられているものです。

この書面には、商品先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、内容をご理解いただきますようお願いいたします。また、ご不明な点は、お取引開始前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。

当社が取扱います商品先物取引は、取引所取引による商品先物取引で、対象の商品を将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。

商品先物取引は、多額の利益を得られることもある反面、預託すべき証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性を合わせ持つ取引です。従いまして、取引を開始する場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握をすることが肝要です。

また、リスクには、相場変動によるリスク以外にもシステム障害の発生リスク、当社の信用リスク等がありますので、ご自身の判断と責任において取引を行って下さい。

目 次

重要事項	4
1. 契約の概要	5
商品先物取引のリスク	
商品先物取引のコスト	
取引に関する制限	
お客様の資産の保全	
2. 商品先物取引の基礎	7
商品先物取引とは	
建玉の値洗	
3. 取引の手続きについて	8
4. 証拠金について	9
証拠金の事前預託	
証拠金所要額	
受入証拠金の総額（純資産額）	
証拠金不足の発生と証拠金の追加預託	
＜証拠金不足（総額の不足額と現金不足額）＞	
証拠金の預託方法	
証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）	
5. 売買手数料	11
6. 決済方法	12
7. 電話による代行発注サービス	12
代行発注時間	
代行発注専用電話番号	
代行発注取扱商品	
代行発注ができる注文の種類	
代行発注手数料	
代行発注ご利用の手順	
代行発注ご利用の注意点	
8. 東京商品取引所取引時間	15
9. 商品取引口座の停止措置	15
10. 契約終了の事由	15
11. 租税の概要	16
12. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要	17
13. 当社の概要	17

1 4. 個人情報の収集および利用目的	1 8
1 5. 商品先物取引に関する主要な用語	1 8

重要事項

商品先物取引は、商品市場における相場の変動により損失が生じることのある取引です。さらに、お客様が預託する証拠金の額に比べて取引金額が大きいため、損失の額が預託する証拠金の額を上回ることがあります。

当社では、電子取引システムによりお客様の注文を受注する体制を構築していますが、システム機器の故障、通信回線等の障害・混雑、情報配信の障害あるいは電子取引システムそのものの障害等さまざまな原因で一時的または一定時間にわたり利用できない状況が起こる可能性があります。また、何らかの原因で電子取引システムが利用できない場合は、一切の注文等の取引が行うことができないリスクがあります。電子取引システム上で表示される価格が瞬時に表示されずに価格が遅れ気味となる可能性があります。

万が一、当社が破産する等の事態が生じた場合には、商品取引所によりお客様の建玉が強制的に処分されることがあるため、その結果として、建玉の値洗状況によっては証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

なお、お客様の証拠金は㈱日本商品清算機構に預託され、一時的に当社が保管するお客様の資産についても、日本商品委託者保護基金への分離預託による保全措置を行っています。

この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について日本商品委託者保護基金に請求することができますが、その限度は法令の定めにより 1 千万円までとなるため、全額の返還を受けられなかった場合には損失が生じます。

1. 契約の概要

この契約に基づく取引は、「株式会社東京商品取引所」（以下「取引所」といいます。）における国内商品先物取引です。当社の取扱商品は、取引所に上場している商品です。各商品の取引単位や限月、取引時間等の取引要綱につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/commodity/>

○ 株式会社東京商品取引所 <http://www.tocom.or.jp/>

商品先物取引のリスク

商品先物取引では、商品市場の相場が予測に反して変動したときには損失が発生する場合があります。

商品先物取引は証拠金取引であり、取引の担保として、実際の取引金額のおおむね3～20%程度の額で当社が定める「証拠金」といわれる金銭を預託していただきます。取引を行う際の総取引金額は取引に際して預託いただく証拠金のおおむね5～50倍程度の額となります。

そのため、商品市場における相場の変動幅が小さくとも、大きな額の利益または損失が生じることのあるハイリスク・ハイリターンの取引です。

また、相場の変動の幅によっては預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

相場の変動により損失が一定の額を超えた場合に取引を継続するためには、当初に預託した証拠金に加えて、証拠金を追加して預託することが必要となる場合があります。

商品先物取引のコスト

注文が成立したときは売買枚数に応じて売買手数料を徴収します。売買手数料の額および徴収の時期などの詳細については、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/commodity/>

同一商品の売りと買いの双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、決済時にはそれぞれの建玉について売買手数料を徴収いたしますので、ご注意ください。

取引に関する制限

注文の成立後には、その注文の契約を解約すること（いわゆるクーリング・オフ）はできません。ご注文をいただいても、商品市場の状況によっては取引が成立しない場合があります。

お客様の商品先物取引に関する知識や経験の程度、資産の状況に照らして過大な取引とならないよう、当社の判断により取引量を制限させていただく場合があります。

商品先物取引には原則として限月（げんげつ）があり、限月の納会日までに建玉を決済して取引を終了させる必要があります。

当社では当社が別途定める商品以外の現物の受渡しによる決済は行っておりませんので、建玉の決済は反対売買による差金決済によります。

当社では値洗益の出金は行っておりません。

商品取引所の定める建玉の限度を超過したり、買占め・売崩し等の不公正な取引と認められた場合には、建玉が処分されることがあります。

万が一、当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払不能と取扱われた等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合には、商品取引所により建玉が処分されることがあります。

お客様の資産の保全

お客様から差入れを受けた証拠金は、お客様の代理人として当社が㈱日本商品清算機構に預託し、当社の資産とは区別して管理されます。

また、一時的に当社が保管するお客様の資産については、日本商品委託者保護基金への分離預託により、保全措置を行っています。

したがって、万が一当社が破産手続開始の決定を受け、あるいは㈱日本商品清算機構において支払不能と取扱われる等の事由により、商品取引所において当社が違約者と認定された場合であっても、お客様は㈱日本商品清算機構または日本商品委託者保護基金を通じてお客様の資産の返還を受けることができます。また、この返還額がお客様の資産に不足するときは、不足分について1千万円を限度として日本商品委託者保護基金に請求することができます。

詳細につきましては、当社または㈱日本商品清算機構もしくは日本商品委託者保護基金までお問い合わせください。

- 株式会社日本商品清算機構 <http://www.jech.co.jp/>
- 日本商品委託者保護基金 <http://www.hogokikin.or.jp/>

2. 商品先物取引の基礎

商品先物取引とは

商品先物取引とは、工業原材料や農産物等の商品を、現時点で定めた価格で、将来のあらかじめ決められた期日に売買することを約束する取引であり、商品取引所において決められた期日までに反対売買により差金決済をすることができる取引です。

商品先物取引には次のような特徴があります。

- ① 商品の受取りや代金の支払いは取引時には行わずに、一定期間を経過した日に行う
- ② 商品の品質や代金は取引時に決める
- ③ 商品先物市場（商品取引所）を通じて取引を行う
- ④ 商品が標準化され、その値段は市場参加者の意思を公正に反映させて決められており、取引の履行を組織的に管理しているので、求める品質の商品がなかったり、当初契約をした値段で買えなかったりすることはない
- ⑤ 商品と代金の受払い日が到来する前に、市場を通じて反対の取引をすることによって当初の取引と相殺し、差額を損益として清算することにより、商品と代金の受払いをせずに取引を終了することができる（差金決済）

このような特徴から、商品先物取引は、商品の価格差を見込んでの資産運用に応用することができる取引となっています。

また、別の特徴として、商品先物取引では商品の代金をすぐに用意する必要はなく、その代わりに取引の担保金として、実際の取引金額のおおむね 3～20%程度の額で設定された「証拠金」と言われるお金を預託するという点があります。（証拠金取引）

このように、商品先物取引は資金を効率的に運用できる取引ですが、反面、相場の変動次第では、お客様が預けた証拠金を上回る損失になる可能性もある、ハイリスク・ハイリターンな取引です。

したがって、商品先物取引を行う場合には、本書面の内容を十分にお読みいただき、取引の仕組みやリスクについて十分に理解するとともに、お客様自身の判断と責任において、お客様の資産状況に見合った取引を行うことが重要です。

建玉の値洗

お客様が保有する建玉については、日々、約定値段とその日の帳入値段（商品取引所の定める清算値段のこと。）との価格差が計算されます。これを「値洗（ねあらい）」と言います。また、「値洗」が利益となっている場合を値洗益（ねあらいえき）、損失となっている場合を値洗損（ねあらいぞん）と言い、お客様の保有するすべての建玉の値洗を合算した建玉全体の値洗を「評価損益」と言います。

値洗損が生じている場合、建玉を維持したまま取引を継続するためには、証拠金を追加して預託する必要が生じることがあります。（証拠金の詳細については後述します。）

その場合、お客様は証拠金を追加預託して取引を継続しても構いませんし、追加の証拠金を預託せずに、建玉を決済して損益を清算し、取引をいったん終了しても構いません。お客様が損失として許容できる金額を上回る損失が生じることのないよう、慎重に取引を行ってください。

そのためにも、日々、当社の国内商品先物取引専用画面にログインして評価損益の状況について確認を行ったり、商品取引所のホームページ、新聞の相場欄等を確認し、ご自身の建玉の値洗状況を常に把握するようにしてください。

3. 取引の手続き

ここでは、商品取引契約の締結について基本的な手続きを説明します。

なお、手続きは、必ずお客様ご自身により行ってください。

- ① 当社ホームページにて「契約締結前交付書面」の提供について電磁的に交付を受けることに同意をしていただきます。「電磁的に交付を受ける」とは、当社が書面によりお客様へ提供するものではなく、お客様ご自身によりウェブ上で確認もしくはダウンロードしていただくことを指します。
- ② 「国内商品先物取引 取引ガイド」（本書面）「受託契約準則」および「国内商品先物 取引規程」（以下「契約締結前交付書面」といいます。）をテキスト画面にて確認またはダウンロードしていただき、契約締結前交付書面の内容を十分にお読みください。
- ③ 契約締結前交付書面に関して理解度の確認をさせていただきます。口座開設のために必要な手続きとなっておりますのでご協力ください。
- ④ 商品先物取引の契約に際して、損失の発生などの危険性を了知した上で、口座開設を申込み、自己の判断と責任のもと取引を行うことについて同意していただきます。
- ⑤ ご本人様の属性情報を入力していただきます。特に、年齢、職業、年収、資産内容、投資可能資金額、投資経験、投資目的などは審査のため重要な項目ですので、正確にご入力ください。尚、入力いただいた属性情報につきましては、審査の途中で電話もしくは電子メール等で確認させていただく場合があります。
※なお、当社では、元本が欠損するおそれのある取引を希望しない方の口座開設はできません。
- ⑥ 本人確認書類ならびにマイナンバーをご提出いただきます。但し、証券総合口座の開設時に既に本人確認書類を提出いただいている場合、再度提出していただく必要はございません。（マイナンバーについても同様の取扱となります。）本人確認書類としてご利用できるのは、運転免許証など当社が定める書類となります。詳細は、当社ホームページをご覧ください。（<https://www.rakuten-sec.co.jp/web/commodity/>）
- ⑦ 口座開設の審査を行います。なお、審査の結果、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。なお、当社では、口座開設をお断りする場合、その理由については開示いたしません。
- ⑧ 口座開設完了後は、当社ホームページより、国内商品先物取引専用システムにログインしていただきお取引いただけます。
- ⑨ お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合、当社より電話や電子

メールを利用して必要な事項に対し照会をさせていただきます。また、当社からの照会に対して適切に回答をいただけない場合や申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合には、お取引開始後であっても お客様の建玉をお客様の計算においてすべて決済させていただきます、その後のお取引を停止させていただく場合がございます。なお、商品取引所や当社の定める建玉の限度を超えた取引や不公正な取引等と当社が判断した場合においても同様の措置をとることがあります。

4. 証拠金について

証拠金の事前預託

当社における証拠金の預託時期については、お取引開始前に預託していただく事前預託とし、当社が定める金額「証拠金所要額」以上の預託をしていただきます。
以下、「証拠金所要額」をご説明します。

証拠金所要額

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「証拠金所要額」と言います。「証拠金所要額」は、お客様が保有する建玉全体から生じるリスクに応じてスパンを用いて計算された金額「維持証拠金」以上の額で決定することとされており、当社では「証拠金所要額」を「維持証拠金」と同額以上としています。
なお、「維持証拠金」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、「証拠金所要額」は常に一定の金額ではありません。

受入証拠金の総額

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、評価損益および当日の決済取引によって生じた売買差損益金（決済取引によってお客様が支払うこととなる委託手数料および消費税を含む）を加減し（益の場合は加算し、損の場合は減算します。）、差し引きした金額を「受入証拠金の総額」と言います。

- ※ 受入証拠金の総額 = 預り証拠金±評価損益±決済による売買損益金－手数料（決済取引により生じるもので消費税を含む）
- ※ 「受入証拠金の総額」とは、当社が提供する国内商品先物取引専用ツールでは「純資産額」と表記しており、以降、本ガイドでは『純資産額』といたします。
- ※ 評価損益は未決済建玉に関わる個々の建玉の値洗損益の合計額であり、当該未決済建玉を決済することによりお客様がお支払いになる手数料（仮手数料金額という）は減算しません。

建玉を維持するためには、この「純資産額」が「維持証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

※ 建玉を維持するために必要な状態 = 純資産額 ≥ 維持証拠金

証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

～証拠金不足(総額の不足額と現金不足額)～

《総額の不足額》

「純資産額」が「維持証拠金」を下回った場合、証拠金不足が生じることになります。このときの不足額を「総額の不足額」と言います。

※総額の不足額 = 純資産額 - 証拠金所要額の結果、マイナス表示になった場合、その額が「総額の不足額」になります。

《現金不足額》

預り証拠金のうち、充用有価証券を除いた現金の決済による帳尻金および評価損益を加減した結果、マイナス表示となった場合、証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」と言います。

※現金不足額 = 預り証拠金の現金 + 評価損益 + 帳尻の結果、マイナス表示になった場合、その額が「現金不足額」となり、新規注文ができなくなります。

《証拠金不足額》

証拠金不足額は、日中立会終了時の帳入値段をもって計算され、繰り越し処理終了をもって（おおよそ 16 時 15 分ごろ）確定します。

また、証拠金の不足額が生じた場合、当社は「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額を証拠金不足として請求します。

なお、当社では証拠金不足に係る請求を「委託証拠金不足請求書」として取引画面上にて通知させていただきます。

《証拠金不足を解消するための対処方法》

当社における証拠金不足を解消するための対処方法は、以下 4 つの方法によるものです。

- ① 証拠金不足請求後の翌営業日 9 時 00 分までに証拠金不足相当額以上の入金をしていただき、同時刻までに当社にて着金確認ができた場合
- ② 証拠金不足請求後の翌営業日 5 時 30 分（夜間立会終了時）までに証拠金不足確定時に保有していた全建玉を決済した場合
- ③ 証拠金不足請求後の翌営業日 5 時 30 分（夜間立会終了時）までに建玉の一部決済または一部入金を行い、その時点において純資産額が証拠金所要額を上回った場合
- ④ 証拠金不足請求後の翌営業日 9 時 00 分時点の計算において、純資産額が証拠金所要額を上回った場合

商品相場の変動により建玉の値洗が悪化して評価損益がマイナスとなった場合や、建玉の決済により損金が発生した場合には、「純資産額」が減少するため、証拠金不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により「維持証拠金」の見直しが行われた場合にも証拠金不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日 9 時 00 分までに当社にて着金確認ができるよう証拠金不足額以上の現金をご入金ください。証拠金不足が期限までに解消されない場合は、未決済建玉の全部をお客様の計算において決済させていただきます。

預託証拠金		当日	前日	2016/07/12 20:05 現在	
純資産 (a+b+c+d)	993,664,017 円	維持証拠金	480,000 円	d 評価損益	20,000 円
a 現金	993,644,017 円	注文可能金額		注文可能金額	993,179,127 円
b 有価証券	0 円	証拠金所要額	480,000 円	出金可能金額	993,159,127 円
c 当営業日実現損益	0 円			みなし不足額	0 円
				前営業日確定不足額	0 円

証拠金の預託方法

その 1 : 当社指定の証拠金振込銀行口座は、以下のとおりです。

三井住友銀行 東京第一支店(普通)
ラクテンショウケンカブシキガイシャ[ラクテンショウケン(カ)]

口座番号はお客様ごとに設定しておりますので、
 取引専用ツールにログイン後 [口座] - [証拠金入金先] にてご確認ください。

その 2 : 即時入金 (クイック入金) による入金方法について

証拠金不足請求発生後、入金期限 (発生日の翌営業日の 9 時 00 分) までに入金手続きを確実にを行うには (入金期限までに当社側で着金が確認できることが条件となります。)、当社の「即時入金 (クイック入金)」機能を利用できるように備えておく必要があります。

当社の即時入金機能が利用できる提携銀行 (三井住友・三菱東京 UFJ・みずほ・ジャパンネット・楽天銀行) のインターネットバンク口座を保有されていない場合、事前にご準備いただくことを強く推奨いたします。

証拠金の返還の時期および方法 (預り証拠金余剰額)

建玉を維持するために使用していない証拠金「預り証拠金余剰額」は商品先物取引口座から出金することができますが、預託した証拠金の現金額を超えて出金をすることはできません。

「預り証拠金余剰額」は、「純資産額」から「証拠金所要額」および「評価損益」(プラスの場合) を差し引いた金額となります。

また、当社では値洗益金の払い出し (出金) は行いません。

5. 売買手数料

当社は、取引に際して、所定の売買手数料をいただきます。また、その徴収時期は、

①反対売買による決済の場合

決済注文が成立したときに、新規取引に係る売買手数料 (消費税含) と決済取引に係る売買手数料 (消費税含) を併せて徴収いたします。

②受渡による決済を行った場合

受渡による決済が成立したときに、新規取引に係る売買手数料 (消費税含) と受渡による決済に係る受渡し手数料 (消費税含) を併せて徴収いたします。

6. 決済方法

決済注文が成立した場合には、損益（売買損益金）が計算され、取引結果が利益の場合には、売買差益金から売買手数料（消費税含）を差し引いた金額を当営業日実現損益に計上、日次繰越処理時に預り証拠金へ振替ます。取引結果が損失の場合には、売買差損金に売買手数料（消費税含）を加えた金額を当営業日実現損益に計上、日次繰越処理時に預り証拠金から差し引きます。

7. 電話による代行発注サービス

代行発注サービスとは、国内商品先物取引口座保有のお客様がご利用いただけるサービスです。お電話によりご注文内容をお伝えいただき、お客様に代わって当社オペレーターが注文を入力（代行発注）するサービスです。ご利用に際し事前の手続きは不要です。

代行発注受付時間

当社営業日 8:00～18:00 まで(土日祝日・年末年始を除く)

※取引所の立会時間終了間際は、代行発注が間に合わないこともあります。時間に余裕を持ってご利用下さい。

代行発注専用電話番号

カスタマーサービスセンター 0120-41-1004

(携帯・PHS・050 で始まる IP 電話からは、0570-07-1004/03-6739-3333・有料)

代行発注取扱商品

対象商品	国内商品先物取引専用ツールにて取扱いの国内商品先物各商品
対象取引所	東京商品取引所

代行発注ができる注文の種類

成行注文、指値注文、引成注文、引指注文、STOP 注文の 5 種類です。※国内商品先物取引専用ツール上で提供している「特殊注文（IFD 注文、IFD-OCO 注文、決済 OCO 注文、スプレッド注文）」は代行発注としてお受けしていません。

代行発注手数料

注文が成立した時点においてお客様の手数料コースに別途代行発注手数料として片道 1 枚あたり 1,429 円（税込み 1,543 円）が上乗せされます。

電話で代行して発注した注文が成立した時に徴収する売買手数料＝

「ご利用の手数料コースの片道手数料」＋「代行発注手数料」

代行発注ご利用の手順

① コモディティダイヤル宛にお客様よりお電話をいただきます。



② ご本人確認

本人確認をさせていただきます。以下の内容を当社オペレーターにお伝えください。

1. 個人口座をお持ちのお客様

お客様番号、お名前（フルネーム）、生年月日、ご自宅住所

2. 法人口座をお持ちのお客様

お客様番号、会社名、取引担当者のお名前（フルネーム）、取引担当者の生年月日、取引担当者のご自宅住所(or 会社住所)



③ ご注文

注文内容をオペレーターに申し付けください。その際、以下の項目をお伝えください。

<新規建玉注文の場合:8項目>

新規、商品、限月(げんげつ)、売り/買い、枚数、執行区分、約定条件、
注文の有効期限(執行区分が成行注文・引成注文・引指注文以外の場合)

<建玉の決済注文の場合>

決済、商品、限月(げんげつ)、決済対象の建玉(たてぎょく)、売り/買い、枚数、執行区分、
約定条件、注文の有効期限(執行区分が成行注文・引成注文・引指注文以外の場合)



④ ご注文内容の確認

当社オペレーターがお客様に注文内容の確認をいたします。この注文内容の確認中、お客様が通話をお切りになられた場合、電話の回線状況により通話が途切れてしまった場合、ご注文の発注を無効とさせていただきます場合もございます。



⑤ ご注文の発注

注文の発注をオペレーターが行います。発注が完了するまでは、電話を切らずにそのままお待ち下さい。お客様が通話をお切りになられた場合、電話の回線状況により通話が切れてしまった場合、ご注文の発注を無効とさせていただきます場合もございます。



⑥ 注文成立、不成立、約定値段確認

代行発注による注文の成立、不成立、約定値段の確認はご自身のお取引画面にてご確認いただけます。約定通知メールサービスなども併せてご利用ください。なお、代行注文に関して、お電話による注文状況の確認は可能です。

代行発注ご利用の注意点

- ・本サービスは国内商品先物取引口座を開設いただいたご本人様のみご利用いただけるサービスです。ご本人様以外の方はご利用いただけません。
- ・本サービスご利用時には、必ず本人確認をさせていただきます（代行発注手順参照）。本人確認ができない場合、本サービスはご利用いただけません。
- ・当社、コモディティダイヤル受付時間内にお電話をいただいても取引時間終了間際や回線が混みあっている場合、ご注文をお受けできないこともございます。予めご了承ください。お時間に余裕を持ってご利用ください。
- ・本サービスで発生する代行発注手数料は、代行発注を行った注文が市場で成立した時点でご利用中の手数料コース適用売買手数料に、代行発注手数料が上乗せされます。
- ・代行発注された注文をお客様ご自身で国内商品先物専用取引画面上から再発注は不要です。
- ・電話・メール・FAX等によるご注文の約定報告は弊社オペレーターからはいたしません。お客様ご自身で国内商品先物専用取引画面上より確認ください。お電話のお問い合わせによるご注文の約定確認は可能です。※要本人確認
- ・お客様ご自身でパソコン、スマートフォン、携帯電話（フィーチャーフォン）から発注された注文と本サービスを利用して発注された注文の区別はパソコン画面上より確認できます。
- ・当日を問わず証拠金不足（現金不足を含む）が取引口座上で発生している場合、本サービスを利用して新規注文を発注することはできません。
- ・本サービスでは、「特殊注文（IFD 注文、IFD-OCO 注文、決済 OCO 注文、スプレッド注文）」はお受けしていません。
- ・本サービスで発注された注文の「変更」（執行条件の変更、指値変更）は代行発注注文としてお受けできますが、「注文の取消」は代行発注としてお受けしていません。
- ・本サービスにより発注された注文は、お客さまご自身でウェブ・スマートフォン・モバイルの各取引画面上から注文取消しの依頼をすることができます。
- ・本サービスにより注文を発注後、お客様ご自身でパソコン画面等から注文訂正（数量）し、その注文が成立した場合には代行発注手数料は徴収されません。

8. 東京商品取引所取引時間

【取引時間について】

2016年9月20日（火）からの取引時間	
日中立会	8時45分～15時15分
取引休止時間	1時間15分
夜間立会	16時30分～翌5時30分 (ただし、ゴムは19時まで)

9. 商品取引口座の停止措置

以下のいずれかの事由が発生した場合には、当社はお客様の商品取引口座の停止措置をとる場合があります。

- ・ お客様の口座において新規取引、決済取引、入出金等のいずれの取引も行われなかった状態で、1年以上が経過しており、かつ預かり証拠金残高、未決済建玉のいずれも有していない場合
- ・ お客様より取引システムに対するログインがなされないまま、1年以上が経過した場合
- ・ お客様の最新の連絡先等情報について、当社が電話、ウェブ画面による告知あるいは電子メールにより確認ならびに更新の依頼を行ったにも関わらず、3ヶ月を経過した後、お客様から何らかの回答が得られない場合
- ・ 証券総合口座（楽天証券総合口座）及び付属のサブ口座において何らかの取引制限に該当した場合であって、当社が国内商品先物取引口座の停止措置を講じる必要があると判断した場合

上記に基づいて、当社が商品取引口座停止措置を実行した場合、お客様が新たに取引の再開を希望する場合には、当社はお客様に対して最新の顧客属性情報の確認ならびに本人確認書類の提出を求め、お客様がこれらの手続きに応じた場合であってなおかつ、お客様の取引口座の停止措置を解除することが可能と当社が判断した場合、商品取引口座の停止措置を解除するものとします。

10. 契約終了の事由

以下のいずれかの事由が発生した場合、当社の判断により、商品取引契約を終了させていただく場合があります。

- (1) お客様が利用解除の申し出をしたとき
- (2) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、証券総合口座（楽天証券総合口座）及び付属のサブ口座において契約が終了したことにより国内商品先物取引口座の契約解除を行う必要があると当社が判断したとき

- (3) お客様が本規程又はその他の関係規程・約款等に定める事項に違反したとき
- (4) お客様が本規程又はその他の関係規程・約款等の変更に同意されないとき
- (5) お客様から所定の期日までに必要な代金又は料金等が支払われないとき
- (6) お客様が届出事項等について虚偽の届出を行ったことが判明したとき
- (7) お客様が国内非居住者となり、居住者に復帰する見込みがなくなったとき
- (8) お客様が1年以上本取引をなされなかったとき
- (9) お客様が当社との取引に関して脅迫的な言動をし、暴力を用い又は業務を妨害したとき
- (10) お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (11) お客様が風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損したとき
- (12) お客様の取引注文が市場の公正な価格形成に弊害をもたらすものと当社が判断し、当社が相
当の注意喚起をしたにもかかわらず是正されないとき
- (13) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準
構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これ
らに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）、暴力団員等が経営を支
配していると認められる関係を有する者、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認め
られる関係を有する者、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者
に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
を有する者、暴力団員等に対して資金等を提供し、もしくは便宜を供与するなどの関与をし
ていると認められる関係を有する者、または、役員もしくは経営に実質的に関与している者
が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められ、当社が解約を申
し出たとき
- (14) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約
を申し出たとき
- (15) お客様から、お客様の個人情報につき利用停止のお申出があったとき
- (16) 合理的な事由に基づき、当社が各契約又はサービスの解約を申し出たとき
- (17) 当社が本約款に定める契約に関する業務を営むことができなくなったとき
- (18) やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき

11. 租税の概要

国内の商品取引所で行われている商品先物取引で発生した益金に対しては、個人の場合、申告分離課税により課税されます。

また、手数料に対しては消費税等が課税されます。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

12. 当社の商品先物取引業の内容および方法の概要

当社は商品先物取引法に基づいて経済産業大臣および農林水産大臣の許可を受けた商品先物取引業者であり、当社の行う商品先物取引業は、同法第2条22項にあたります。また、当社は同法第245条に基づき認可を受けている日本商品先物取引協会の会員です。

この契約に基づく取引は「商品市場における取引」（同条項1号）の受託にあたり、お客様の注文を当社が提供する電子取引システムにより受注する方法により行います。

13. 当社の概要

商号等	楽天証券株式会社（英文社名 Rakuten Securities, Inc.） 代表取締役社長 楠 雄治 金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第195号 商品先物取引業者
所在地	東京都世田谷区玉川1-14-1
設立	1999年3月24日
資本金	7,495百万円
株主構成	楽天株式会社（100%）
業務内容	金融商品取引業、商品先物取引業
取引参加者資格を有する取引所	東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所 東京商品取引所
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、 日本商品先物取引協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
指定紛争解決機関	【金融商品取引に係るもの】 特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC） 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜9時～18時（祝日等を除く） 【商品先物取引に係るもの】 日本商品先物取引協会 相談センター 東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番7号 電話番号：03-3664-6243 受付時間：月曜～金曜9時～17時（祝日等を除く）
連絡先	カスタマーサービスセンター 0120-41-1004 （携帯・PHS・050で始まるIP電話からは、 0570-07-1004 / 03-6739-3333・有料）

お問い合わせについて

商品先物取引に関してご不明な点があった場合には、カスタマーサービスセンター（0120-41-1004）までお問い合わせいただくか、当社ホームページをご覧ください。

[\(https://www.rakuten-sec.co.jp/web/commodity/\)](https://www.rakuten-sec.co.jp/web/commodity/)

14. 個人情報の収集および利用目的

当社は、お客様の個人情報を不正な手段で収集することはありません。お客様の個人情報を収集する際には、当社ホームページへ掲載、展示会・セミナー受付での掲示等の適切な手段によって、利用目的を公表した上で収集することとします。お客様の個人情報は、ご本人の確認、口座開設審査、受託契約の締結、商品やサービスのご案内、業務上必要な範囲で利用することとします。

15. 商品先物取引に関する主要な用語

ここでは、これまでに本書面で触れられなかった商品先物取引に関する主要な用語等について説明します。

投資可能資金額	投資可能資金額とは、「商品先物取引の性質を十分に理解したうえで、損失（手数料を含む）を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額」であり、いわば、お客様が商品先物取引において損失として許容できる金額です。 したがって、投資可能資金額の入力にあたっては、本書面の内容を十分にお読みいただき、商品先物取引の仕組みとリスクをよくご理解いただいたうえで、借入金により取引を行ったり、生活資金まで投資されることのないよう、お客様ご自身の資産状況を踏まえて、損失を被ったとしても生活に支障のない金額をご記入ください。 なお、ご入力いただいた投資可能資金額を超える過大な損失が生じることのないよう、当社の判断により取引の制限をさせていただく場合がありますのでご注意ください。
受託契約準則	受託契約準則（準則）は、商品市場取引における商品取引契約の普通契約約款であり、商品取引所が定めています。お客様の取引も準則にしたがって行われます。
売買報告書及び 売買計算書	受託契約準則に基づき、注文が成立したときに作成され取引画面上に掲載している書類です。成立した注文の受注日時、商品、限月、新規・仕切の別、売付・買付の別、注文の成立した日時、売買枚数、約定値段などが記載されています。
残高照合通知書	受託契約準則に基づき、毎月作成され取引画面上に掲載している書類で、作成日現在の証拠金所要額（当社委託者証拠金）、建玉の状況、受入証拠金の総額（純資産額）、預り証拠金余剰額などが記載されています。記載内容に相違がないかをご確認ください。
SPAN®（スパン）	SPAN®とは、シカゴ・マーカンタイル取引所（CME）が開発した証拠金計算を行うためのシステムです。SPAN®証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金額を計算します。そのために、(株)日本商品清算機構が過去の価格変動をもとに証拠金額計算の基礎となる値（変数）を決定し、それを使用して当社がお客様ごとに最低限必要な証拠金額を算出して、それ以上の金額で証拠金所要額を定めることとしています。

限 月	契約履行の最終期限に当たる月を限月（げんげつ）と言います。商品先物取引では、各商品の限月の最終立会日（納会日）までに、取引を終了（決済）する必要があります。
限日取引	1 計算区域の立会時間において成立し、又は1 計算区域の直前の計算区域の立会終了時におけるロールオーバーにより発生し、転売若しくは買戻し又は建玉が発生した計算区域の立会時間終了時におけるロールオーバーにより消滅する取引をいいます。 納会日が存在せず、自動的にロールオーバーされるため建玉の決済期限がない取引をいいます。
差金決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、建玉時と決済時の買値と売値の差額を損益として清算して決済を行います。差金決済により建玉を決済することを「(建玉を) 仕切る」あるいは「手仕舞う」と言います。また、買建玉を決済する場合を「転売」、売建玉を決済する場合を「買戻し」と言います。
現物の受渡しによる決済	商品先物取引の決済方法の一つであり、商品の授受または代金の支払により決済を行うことをいいます。現物の受渡しにより売建玉を決済する場合は商品の倉荷証券等を、買建玉を決済する場合には総取引金額を当社に預ける必要があります。
日本商品先物取引協会	日本商品先物取引協会（日商協）は、商品先物取引法に基づいて経済産業大臣並びに農林水産大臣の認可を受けた法人であり、商品デリバティブ取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、委託者等（お客様）の保護を図ることを目的としています。この目的のために、日商協では、会員たる業者が遵守すべき自主規制ルールを定め、法令や自主規制ルールに違反した会員に対しては制裁を行っています。
日本商品委託者保護基金	日本商品委託者保護基金（保護基金）は、国内の商品市場取引において商品先物取引業を行う業者が加入を義務付けられた、委託者資産の保全に対する業務を行う会員組織の法人です。お客様が当社に預けた証拠金は、毎日、(株)日本商品清算機構に預託されますが、一時的に業者の手許に保管されている資産については、保全措置を取ることとされています。保護基金は、この保全対象財産についての保全措置状況を監視する役割を担っています。また、当社が不測の事態（弁済事故）に陥り、万が一、保全されていた資産ではお客様の資産を全て弁済できない事態が生じた場合には、弁済されなかった分について1千万円を限度として支払うというペイオフ制度を適用し、対処することとしています。
株式会社日本商品清算機構（JCCH）	株式会社日本商品清算機構（JCCH）は「アウトハウス型クリアリングハウス」であり、商品先物取引法に基づいて商品取引債務引受業の許可を受け、商品取引所において行われる取引を対象として、清算業務を行っています。